

参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和三十六年十月三日(火曜日)

午前十時二十八分開会

委員の異動

九月二十七日委員天田勝正君辞任につき、その補欠として相馬助治君を議長において指名した。

九月三十日委員相馬助治君辞任につき、その補欠として天田勝正君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 成瀬 幡治君
市川 房枝君

委員

大谷 賛雄君
梶原 茂嘉君
木暮武太夫君
西川甚五郎君
前田 久吉君
山本 米治君
大矢 正君
木村禧八郎君
天田 勝正君
須藤 五郎君

政府委員

総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 堀本 宜實君
大蔵省主計 上林 英男君
局法規課長
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農業近代化助成資金の設置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員會を開きます。

まず、お諮りいたします。

現在理事が二名欠けておりますので、これよりその補欠互選を行ないたいと存じます。互選の方法は、前例に従い、成規の手続を省略し、委員長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないと認めます。よって、委員長は理事に永末英一君及び市川房枝君を指名いたします。

○委員長(大竹平八郎君) これより、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(小平久雄君) 私、去る七月総理府総務長官に任命せられました小平でございます。どうぞよろしくお

願いたします。

ただいま議題となりました北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島につきましては、わが国固有の領土であるにもかかわらず、昭和二十年八月ソビエト社会主義共和国連邦により占領されて以来事実上同国の支配下にある、わが国の施政権が及んでいないという特殊な状態に置かれており、

このため、これら北方地域の地先の漁場において漁業を営んでいた旧漁業権者等その他北方地域の元居住者は、北方地域に復帰することはもとより、その周辺の漁場において漁業を営むこともできないという困難な状況にあります。一方北方地域において旧漁業法に基づく漁業権または入漁権を有していた者等については、前述のような事情に基因するものではありませんが、本土において戦後とられた漁業制度改革に伴う漁業権補償の措置をとることができないため、本土側の旧漁業権者等に比し不利な地位にも置かれております。

北方地域に関するこのような特殊事情及びこれに基因して旧漁業権者等の置かれていた特殊な地位等にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を行なうことにより北方地域に関する施策を講ずる必要がありますので、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で

融通する業務等を行なう機関として北方協会を設立し、これに対し国が所要の資金の交付を行ない、もってこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定をはかり、あわせて北方地域に関する諸問題の解決を促進いたしたいと存するのであります。

このような趣旨から、政府は、前国会に北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案を提出したのでありますが、審議未了となりましたので、今回これと同一内容のこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

第一に、この法律による特別措置の対象となる北方地域旧漁業権者等の範囲でありまして、その一は、北方地域の地先水面につき旧漁業法による専用漁業権またはこれを目的とする入漁権に基づき漁業を営む権利を有していた個人であり、その二は、北方地域において定置漁業権または特別漁業権の免許または貸付を受けていた個人または法人の構成員もしくは出資者たる個人であります。その三は、これらの者が死亡した場合における後継者であります。その四は、以上の者のほか、昭和二十年八月十五日まで引き続き六月以上北方地域に生活の本拠を有していた一般元居住者であります。

第二に、特別措置の実施の機関として北方協会を設立し、これに対しその業務の財源に充てるための基金として、十億円を國債をもつて交付するこ

ととしております。この國債の償還期限は十年、利率は年六分としております。

第三に、協会の業務についてであります。その一は、北方地域旧漁業権者等に対する低利資金の貸付であり、これは個人に対する貸付のほか、北方地域旧漁業権者等と関係のある漁業協同組合その他の法人に対する貸付、その他北方地域旧漁業権者等の福祉の増進を主たる目的とする事業を行なう市町村への貸付をも予定しております。また、貸付の対象となる資金の種類には漁業その他の事業に必要な資金のほか、生活資金も含めております。その二として、北方地域に関する諸問題の解決の促進をはかるため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行なうこととしております。

最後に、協会の解散及び解散した場合における残余財産の処分につきましては、別に法律で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、會計法の一部を改正する法律案、農業近代化助成資金の設置に関する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、以上を一括議題とし、順次、提案理由の説明を聴取することとしたし

ます。

○政府委員(堀本宜實君) ただいま議題となりました会計法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国の行なう売買、貸借、請負その他の契約の制度につきまして改正を行なうとするものであります。

現在、国の契約制度は、会計法及びこれに基づく予算決算及び会計令で規律し、運用されておりますが、この制度は、大正十年制定にかかる旧会計法の内容を大体そのまま受け継いだものでありますので、その後の事情に照らし再検討する必要があるものであります。そこで、昨年、財政制度審議会において御討議を願ひ、ここに会計法の一部を改正して国の行なう売買、貸借、請負その他の契約についての制度を整備し、その運営の円滑化をはかることにいたしましたと考え、この法律案を提出いたしました次第であります。

場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては指名競争に付し、契約の性質または目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合においては随意契約によるものとし、それ以外の場合は一般競争によることとしたしておりますが、予定価格が少額である場合等においては指名競争または随意契約によることができることにいたしました。

次に、農業近代化助成資金の設置に関する法律案について申し上げます。政府は、農業協同組合等の農業関係の融資機関が行なう長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、都道府県が行なう利子補給について国が助成することとし、もつて農業経営の近代化に資するため、今国会に別途農業近代化資金助成法案を提出して御審議をお願いいたしております。

最後に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月、日本輸出銀行として設立されて以来、プラント輸出金融を中心として輸出入並びに海外投資に関する金融を行ない、わが国貿易の振興並びに経済協力の推進に格段の寄与をいたして参りましたことは御承知のとおりであります。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめて。
○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけて。
○委員長(大竹平八郎君) 速記を。本日これにて散会いたします。
午前十四時四十三分散会
九月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、会計法の一部を改正する法律案
会計法の一部を改正する法律案
会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第二十九条を次のように改める。
第二十九条 各省各庁の長は、第十条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

まず第一に、現行の会計法は、一般競争を原則とし、指名競争及び随意契約を例外としておりますが、一般競争の行なわれていないのはきわめて少ない実情にあります。しかし、一般競争の方式は、国の契約方式として確保すべき公正及び機会均等の面からみても、た制度であり、各国もこれを原則的方式と定めている例が多いという実情にあります。したがって、本法律案におきましては、契約の性質または目的により一般競争に付する必要がある

第三に、契約の適正な履行を確保するため監督及び検査について必要な規定を設け、監督及び検査の民間委託に關しても規定を明確にし、また契約の目的物について相当期間の保証がある場合においては監督または検査を一部省略することができることにいたしました。なお、この改正に伴いまして、監督員、検査員の任命についての規定を整備するとともに、その責任の明確化をはかることにいたしました。

第四に、契約書の作成、入札保証金、契約保証金等の事項につきまして、従来学説、判例等において議論がなされてきたが、この機会に規定の明確化をはかることにいたしました。

第五に、電気、ガスもしくは水の供給または電話の役務提供のとき長期継続契約につきましては、手続の簡素化をはかることにいたしました。

第六に、契約事務を担当する者につきましての任命の規定を整備いたしました。ことに、その責任の明確化をはかることにいたしました。

第四章中第二十九條の次に次の十一條を加える。

第二十九條の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に前條の契約に關する事務を委任することができ、

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に前項の事務を委任することができ、

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、契約担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（契約担当官が第五項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、契約担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（契約担当官が第五項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、契約担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前四項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といひ、第四項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任

契約担当官という。

第二十九條の三 契約担当官、代理契約担当官、分任契約担当官、支出負担行為担当官、代理支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」と総稱する。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬ。

前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九條の四 契約担当官等は、前條第一項、第三項又は第五項の

規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。

ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

第二十九條の五 第二十九條の三第一項、第三項又は第五項の規定による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときはを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第二十九條の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについては、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結すること

が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができ、

国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に關する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができ、

第二十九條の七 第二十九條の四の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者（前條の規定により契約の相手方とする者をいう。以下次條において同じ。）の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国庫に帰属するものとする。

第二十九條の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に關する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならぬ。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第二十九條の九 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売却代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

第二十九條の四第二項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

第二十九條の十 前條の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、国庫に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は連約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたとところによるものとする。

第二十九條の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならぬ。契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定め

るところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならぬ。

前二項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、政令の定めるところにより、第一項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

第二十九條の十二 契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合において、各年度におけるこれら

の経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならぬ。

第四十八條第一項中「認証」の下に「契約（支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「認証」の下に「契約」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 会計法第二十九條の二第三項に規定する契約担当官

第二条第一項に次の一号を加える。

十 会計法第二十九條の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第二条第三項中「及び会計法」を「、会計法」に改め、「命令」の下に「及び同法第二十九條の契約」を加える。

第八条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

九月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業近代化助成資金の設置に関する法律案

一、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案

農業近代化助成資金の設置に関する法律案

農業近代化助成資金の設置に関する法律

（資金の設置）

第一条 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第 号）の規定に基づき、農業近代化資金の融通につき都道府県が利子補給を行なうのに要する経費を補助するため、農業近代化助成資金（以下「資金」という。）を設置する。

第二条 資金は、一般会計の所屬とし、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第三条 政府は、予算の定めるところにより、一般会計から、資金に繰入れをすることができ、（資金に充てる財源）

第四条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

第五条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

（資金の使用）

第六条 資金は、農業近代化資金助成法第三條の規定により都道府県に対し補助するために必要な経費

の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

（資金の経理）

第七条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に關し必要な事項は、政令で定める。

（資金の増減及び現在額計算書）

第八条 農林大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を作成し、翌年度の七月三十一日まで、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十九條の規定により歳入歳出決算を會計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十條第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに第一項の計算書を添附しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 農業近代化助成資金を管理すること。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案

る特別措置に関する法律

目次

第一章 總則（第一条—第九条）

第二章 協会の役員等（第十条—第二十一条）

第三章 協会の業務（第二十二条—第二十四条）

第四章 協会の財務及び會計（第二十五条—第三十二条）

第五章 協会の監督（第三十三条—第三十四条）

第六章 雑則（第三十五条—第三十七条）

第七章 罰則（第三十八条—第四十条）

附則

第一章 總則

（目的）

第一条 この法律は、北方地域の施政について存する特殊事情及びこれに基因して北方地域旧漁業権者等の置かれてゐる特殊な地位等にかんがみ、北方地域旧漁業権者等その他の者に対してその営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通することを主たる業務とする北方協会を設立して、これに國が所要の資金の交付を行ない、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図り、あわせて北方地域に關する諸問題の解決の促進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「北方地域」とは、齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。

2 この法律において「北方地域旧漁業権者等」とは、次に掲げる者

をいう。

一 北方地域の一部をその地区の全部若しくは一部としていた旧水産業団体法（昭和十八年法律第四十七号）第一条に規定する漁業会若しくは旧漁業法（明治四十四年法律第五十八号）第四十二條第一項に規定する漁業組合が同法第五條の免許を受けて有していた専用漁業権又はこれを目的とする入漁権に基づき、昭和二十年八月十五日において旧水産業団体法第十三條第二項又は旧漁業法第四十三條第四項の規定により漁業を営む権利を有していた個人

二 昭和二十年八月十五日において、北方地域の周辺の主務省令で定める海域内に所在する漁場において漁業を営むことにつき旧漁業法第四條若しくは第六條の免許を受け、又は当該免許に係る漁業権の貸付けを受けていた者（その者が法人である場合には、その構成員又は出資者たる個人）

三 前二号に掲げる者のほか、昭和二十年八月十五日まで引き続き六月以上北方地域に生活の本拠を有していた者

四 第一号又は第二号に掲げる者が死亡した場合におけるその死亡した者の死亡の当時における配偶者、子及び父母のうち主務省令で定めるもの（当該配偶者、子及び父母のうちに前三号に掲げる者に該当する者がある場合を除く。）

（法人格）

第三条 北方協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（国債の交付等）

第四条 政府は、協会に対し、その業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金として、十億円を国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、同項に規定する金額に相当する額の国債の発行をすることが出来る。

3 前項の規定により発行する国債の償還期限は、十年とし、その利率は、年六分とする。

4 前項に規定するもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（事務所）

第五条 協会は、主たる事務所を札幌市に置く。

2 協会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（定款）

第六条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員及び評議員會に關する事項

五 業務及びその執行に關する事項

六 財務及び會計に關する事項

2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第七条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称の使用制限）

第八条 協会でない者は、北方協会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二章 協会の役員等

（役員）

第十条 協会は、役員として、会長一人、副会長一人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十一条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

（役員の任期）

第十二条 役員は、主務大臣が任命する。

（役員の任期）

第十三条 会長、副会長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

（役員の解任）

第十四条 主務大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任することが出来る。

（役員の兼職禁止）

第十五条 役員（非常勤の者を除く）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十六条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第十七条 会長は、副会長、理事又は協会の職員のうちから、協会の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することが出来る。

（職員の任命）

第十八条 協会の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十九条 協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、みなす。

（評議員會）

第二十条 協会に評議員會を置く。

2 評議員會は、会長の諮問に應じ、協会の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 評議員會は、前項の事項に關し、会長に意見を述べることが出来る。

4 評議員會は、評議員二十五人以上で組織する。

（評議員）

第二十一条 評議員は、北方地域旧漁業権者等及び協会の業務に關し學識経験を有する者のうちから主務大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。

3 第十三條第一項ただし書及び第二項並びに第十四條の規定は、評議員について準用する。

第三章 協会の業務

（業務の範圍）

第二十二条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 北方地域旧漁業権者等に対し、その営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けること。

二 漁業協同組合その他の主務省令で定める法人に対し、当該法人がその構成員たる北方地域旧漁業権者等に対してその営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けるための資金を貸し付けること。

三 北方地域旧漁業権者等が主たる構成員又は出資者となつてい

る法人として主務省令で定めるものに對し、その営む漁業その他の事業に必要な資金（前号の規定に該當するものを除く）を貸し付けること。

四 北方地域旧漁業権者等の福祉の増進を主たる目的とする事業として主務省令で定めるものを施行する市町村に對し、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

五 北方地域に關する諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓もう宣伝を行なうこと。

六 前各号の業務に附帶する業務（業務の委託等）

第二十三条 協会は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に對し、前条第一号から第三号までに掲げる業務の一部を委託することができ。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託者」という。）の役員又は職員であつて、当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十四条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書において定めるべき事項は、主務省令で定める。

第四章 協会の財務及び会計（事業年度）

第二十五条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（収入及び支出の予算等の認可）

第二十六条 協会は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表等の作成及び提出）

第二十八条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十九条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して

整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十条 協会は、主務大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十一条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行又は主務大臣の指定するその他の金融機関への預金
二 国債、地方債又は主務大臣の指定するその他の有価証券の取得
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
（主務省令への委任）

第三十二条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 協会の監督

第三十三条 協会は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に對して、その業務に關

し、監督上必要な命令をすることができ。

（報告及び検査）

第三十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは受託者に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、協会若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。ただし、受託者に對しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

（解散）

第三十五条 協会の解散及びその解散した場合における残余財産の処分については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十六条 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第六條第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十六條又は第三十條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
二 第二十八條第一項の承認をしようとするとき。
三 第三十一條第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四 第二條第二項第二号若しくは第四号、第二十二條第二号から第四号まで、第二十四條第二項又は第三十二條の主務省令を定めようとするとき。

（主務大臣等）

第三十七条 この法律において「主務大臣」とあるのは、内閣総理大臣及び農林大臣とする。ただし、第三十四條第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は農林大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律において「主務省令」とあるのは、総理府令、農林省令とする。

第七章 罰則

第三十八条 協会又は受託者が、第三十四條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該當する場合においては、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第七條第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三 第三十二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十条 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立等)

第二条 主務大臣は、第十二條の例により、協会の会長、副会長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、副会長、理事又は監事となるべき者は、協会の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ会長、副会長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 主務大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

3 第三十六條の規定は、第一項の認可をしようとする場合について準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者

は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六條 政府は、協会が成立したときは、遅滞なく、協会に対して第四條の国債を交付しなければならない。

(名称制限に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に北方協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第八條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(協会の最初の事業年度に関する経過措置)

第八條 協会の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第九條 協会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「南方同胞援護会」の下に、「北方協会」を、「南

方同胞援護会法」の下に、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ五 北方協会が其ノ業務ニ関シテ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「南方同胞援護会」の下に、「北方協会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「北方協会」を加える。

(水産庁設置法の一部改正)

第十四條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 北方協会に関する事務を処理すること。

第四條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 北方協会に関する事務を処理すること。

(総理府設置法の一部改正)

第十五條 総理府設置法(昭和二十

四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の一号を加える。

七 北方協会に関する事務を行なうこと。

(地方税法の一部改正)

第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「北方協会」を加える。

九月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「七百三億円」を「七百八十三億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年十月六日印刷

昭和三十六年十月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局